千葉市告示第８１５号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、同条第３項において準用する同法第６条第２項の規定により告示します。

平成３０年１０月２６日

千葉市長　熊　谷　俊　人

１　形質変更時要届出区域

千葉市美浜区新港２２７番１３（別図１、２、３のとおり）

２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号。以下、「規則」という。）第３１条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（１）六価クロム化合物

（２）鉛及びその化合物

（３）ふっ素及びその化合物

３　規則第３１条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

（１）鉛及びその化合物

（２）ふっ素及びその化合物

４　その他

この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第５８条第４項第１１号イに該当する。

（別図１）

・・・対象地　（千葉市美浜区新港２２７番１３）

（別図２）

・・・形質変更時要届出区域

対象物質：六価クロム及びその化合物（溶出量基準超過）　：　１区画

（別図３）

・・・形質変更時要届出区域

対象物質：鉛及びその化合物　　（溶出量基準・含有量基準超過）　：　１８０区画

ふっ素及びその化合物　（溶出量基準・含有量基準超過）　：　１８０区画